

# 新潟県 公民館月報

昭和54年4月号

発行所 新潟県公民館連合会

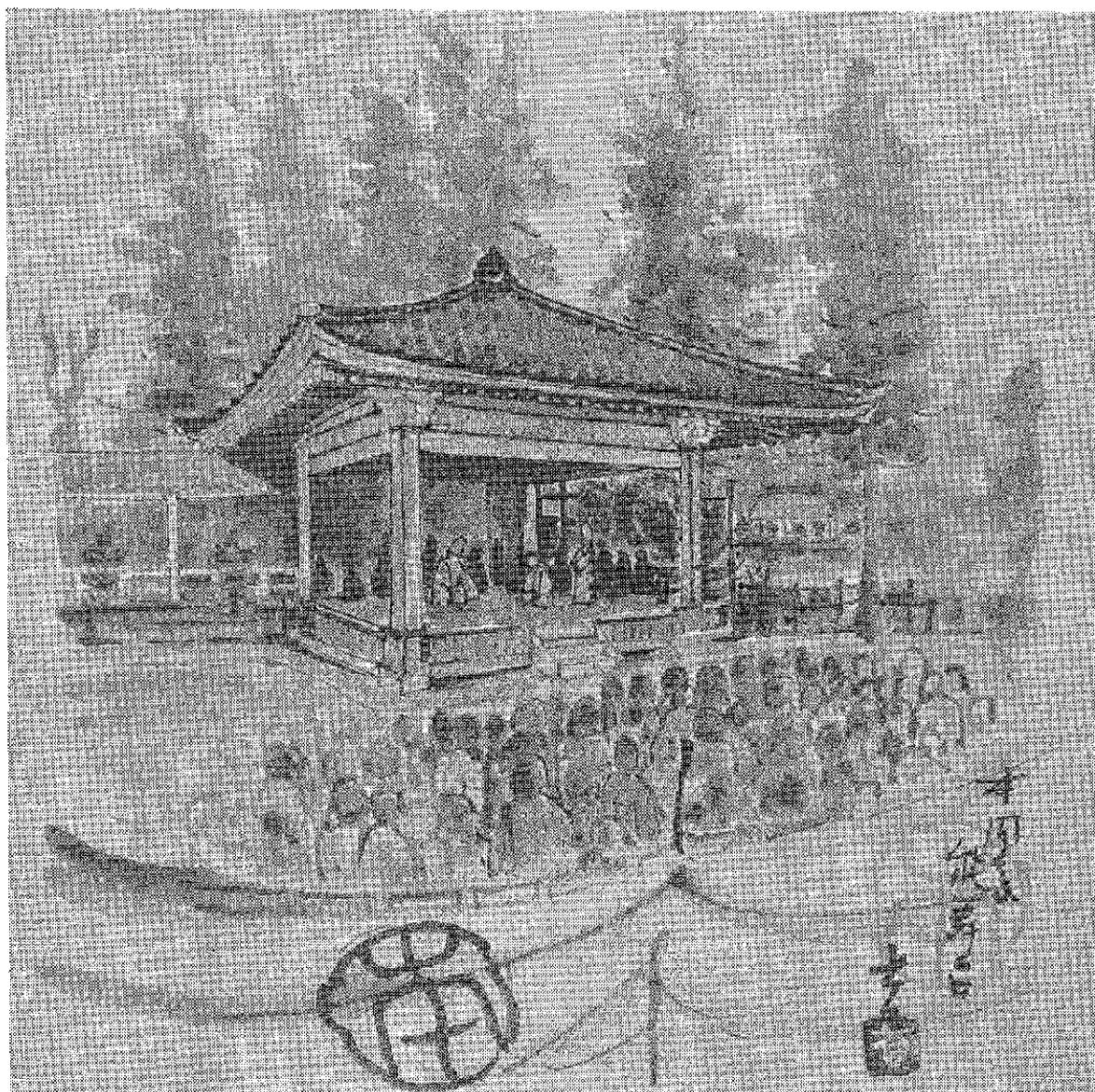
【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

【電話・新潟(0252)24-6073】【振替新潟  
4094】

発行人 会長 石井耕一

編集人 事務局長 本田清

【定価1部 70円 年共・年額 840円】



## 本間家能舞台

台 佐渡に遊んだ大町桂  
月が詠んだ句である。

道を歩きながらヒヨイと  
見ると、近くに森があり  
能舞台がある。佐渡と

能の関係は、永享年  
間の世阿弥の島流しに端を發

し、大久保長安の影響、更に佐  
渡宝生の太大家に認められた名  
門本間家である。本間家は加茂  
湖畔をすこし入った丘陵に開ま  
れた所にあり、その中庭に全島

に現存する舞台三四棟を通して  
最も本格的な能舞台が建立され

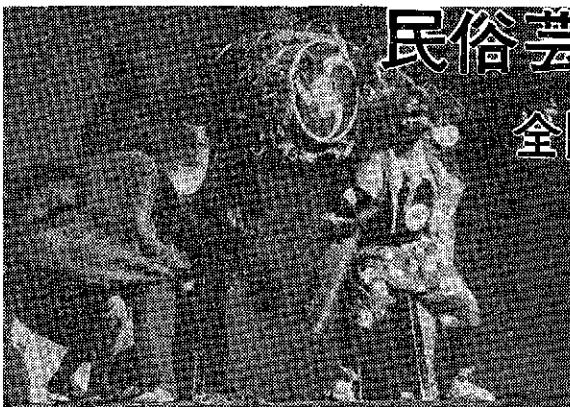
ている。能舞台それ自身が野外  
に置かれている正式の形で、舞  
台右手に竹林に囲まれた白壁の  
農家が見え、春は花、夏は蟬し  
ぐれが満ち、能の舞台も謡も太

鼓の音もそれに映えて自然と一  
体化した雄大な能の生命力の幅  
の広さを実感させられる。信仰  
と生活と能が神事芸能として島  
に芽はえ、氏子すなわち能役者  
として今日も確然たる意志をも  
つて愛戀している。演ずる人も  
観客も島の百姓達である。まさ

に風姿化伝にいいう、珍らしきが  
花であり、これが佐渡の風土  
である。(絵と文・渡辺吉丸)

# 民俗芸能を保存しよう

## 全国200以上の市町村が結束



「日本人の心のふるさと、民俗芸能を保ち伝えましょう。」という趣旨で、民俗芸能その他の無形の民俗文化財の保存振興にあたる市町村が結束し「全国民俗芸能保存振興市町村連盟」(会長・服部焼津市長)を組織し、国に対する補助措置などを要望するため活動をはじめている。

物には恵まれつつあるものの、心の豊かさを求めての「ふるさと運動」の提唱と呼応して、いわゆる「ふるさと」を呼びもどすための、ひとつの具体策としての民俗芸能の振興のため、立ち上った市町村は二百一〇市町村(昭和50年3月12日現在)になり、本県でもすでに柏崎市・三条市・糸魚川市・豊栄市・弥彦村・畠野町・小木町・赤泊村など八市町村が加盟、今後もいっそうの拡充が期待されている。

同連盟では、運動の当面の目標として次の4点をあげており、とくに「民謡保存緊急調査」に関しては別記のような趣旨で力を入れている。ここに同連盟規約とあわせ紹介する。

1. 民謡の緊急調査(失なわれていく正調民謡の保存は、伝承する古の存在中に手をうつことです。それは緊急を要します。)
2. 民俗文化財の一覧調査
3. 重要民俗文化財の保存・修理
4. 歴史民俗資料館(市町村立)の建設

加盟を希望する市町村は、本会へお申し込みください。手続きをあっせんします。

### 全国民俗芸能保存振興 市町村連盟規約

#### (名 称)

第1条 本連盟は、全国民俗芸能保存振興市町村連盟(略称「全民連」)といふ。

#### (組 織)

第2条 本連盟は、民俗芸能その他の無形の民俗文化財(以下「民俗芸能等」という。)の保存振興にあたる市町村(特別区を含む。以下同じ。)をもって組織する。

#### (目 的)

第3条 本連盟は、加盟市町村が協調して民俗芸能等の保存と振興をはかり、わが国文化の向上に資することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 民俗芸能等の保存振興方策の検討及びその推進のための連絡協議

(2) 各地区的民俗芸能大会その他民俗芸能等の保存振興事業に対する援助

(3) 会報等の印刷刊行

(4) その他本連盟の目的達成に必要な事業  
(事務所)

第5条 本連盟の事務所は、会長所在的市町村におく。  
(役員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 3名

理事 別表の区分欄に応ずる各地区ごとに4名以内

監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 理事及び監事は、加盟市町村長のうちから総会において選任する。

4 役員の任期は2年とする。ただし、その任期満了後においても後任者が就任するまではその任務を行なうこととし、また再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第7条 本連盟は、必要に応じ顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の任務)

第8条 会長は、本連盟の事務を総理し、本連盟を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

3 理事は、役員会に出席し、この連盟の事業その他運営に関する事項を審議する。

4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 本連盟の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長があたる。但し、総会の議長は、原則として、開催地の市町村長があたる。

(地区協議会)

第10条 本連盟の地方における活動を強化するため、各都道府県及び別表に定める地区ごとに地区協議会を置くことができる。

2 前項の地区協議会に関し必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

(経 費)

第11条 本連盟の事業運営に必要な経費は、加盟市町村が分担するものとする。

第12条 予算、決算、事業計画及び分担金の分担方法は、総会の議によって決定する。

(規約の改正)

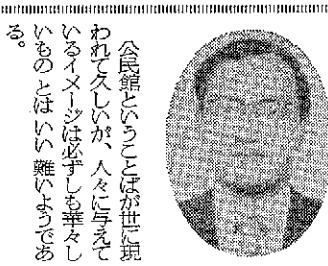
第13条 この規約の改正は、総会の議によって決定する。

(そ の 他)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この規約は昭和51年12月23日から施行する。



「実践記録シリーズ」として好評の本紙の公民館活動の実践記録は、本号でちょうど五〇回となる。この間紙上で紹介された記事は百数十編となり、ますます好調で継続中である。

過去開催された本紙編集委員会では、この活気をさらに本物としていくため、あらためて全町村公民館から実践記録を募り、一冊の本としてまとめ、県内公民館がもとより全国の公民館に販売しようと計画は第三回理事会でも協議され、いよいよ昭和五十四年度の本会の新規事業として踏み出すことになった。

この活気をさらに本物としていくため、あらためて全町村公民館から実践記録を募り、一冊の本としてまとめ、県内公民館がもとより全国の公民館に販売しようと計画は第三回理事会でも協議され、いよいよ昭和五十四年度の本会の新規事業として踏み出すことになった。









